

東京大学大学院理学系研究科附属天文学教育研究センター木曾観測所
本館共同利用宿泊施設利用規程

(目的)

第 1 条 東京大学大学院理学系研究科附属天文学教育研究センター木曾観測所共同利用宿泊施設(以下「本館宿泊施設」という。)は、木曾観測所を共同利用して教育・研究に従事する者の宿泊に供することを目的とする。

(共同利用相談会)

第 2 条 本館宿泊施設の運営に関する重要な事項は、木曾観測所共同利用相談会(以下「相談会」という。)に於いて審議し、天文学教育研究センター運営委員会に報告する。

(利用者の資格)

第 3 条 本館宿泊施設を利用できるものは、次に掲げる者とする。

- (1) 木曾観測所を共同利用して研究を行う者。
- (2) 木曾観測所における天文教育行事のために滞在する者。
- (3) 前号の他、木曾観測所長が適当と認めた者。

(利用の手続き)

第 4 条 本館宿泊施設を利用しようとする者は、所定の滞在申込書に必要事項を記入のうえ、木曾観測所事務室へ提出し、木曾観測所長の許可を受けなければならない。

(利用料)

第 5 条 本館宿泊施設の利用を許可された者(以下「利用者」という。)は、別表に定める本館宿泊施設利用料を納付しなければならない。なお、既納の利用料は原則として返還しない。

(利用上の義務)

第 6 条 利用者は、次の事項に留意して本館宿泊施設の利用にあたらなければならない。

- (1) 退去時に部屋を整理整頓して、出来る限り原状に復すること。
- (2) 火災、盗難その他の事故防止に努めること。
- (3) 建物、設備、備品を丁寧に利用すること。
- (4) 他の利用者に迷惑をおよぼさないこと。
- (5) その他、木曾観測所長がその施設の維持管理上講じた措置に従うこと。

(原状回復等)

第 7 条 利用者が本館宿泊施設の建物、設備または備品を毀損又は滅失したときは、遅滞なくこれを原状に回復し、又はその損害を弁償しなければならない。

(転貸等の禁止)

第8条 利用者は、本館宿泊施設をその用途以外に供し又は他の者に利用させてはならない。

(利用の取り消し)

第9条 木曾観測所長は利用者がこの規程に違反した時は、利用の許可を取り消し、又は利用を中止させることができる。

(利用細則)

第10条 この規程に定めるもののほか、本館宿泊施設の利用に関して必要な事項は、別途定めるものとする。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(別表)

木曾観測所本館共同利用宿泊施設 利用料金表

(1名あたり料金)

| 項目 | | 期間・件数 | 学内者 | 学外者 |
|-------------------|--------|-----------|--------|--------|
| 宿泊費 | 維持管理経費 | 個室(一泊) | 3,000円 | 3,300円 |
| | | 一般室(一泊) | 1,000円 | 1,300円 |
| | | 高校生以下(一泊) | | 800円 |
| 食事 | 朝食 | 1食 | 200円 | 200円 |
| | 昼食 | 1食 | 400円 | 400円 |
| | 夕食 | 1食 | 600円 | 600円 |
| クリーニング代 (シーツ等) | | 一滞在につき | 700円 | 700円 |